

## 有効期限切れ申請（特別新規申請）

- ☞ 免許の有効期限が切れてしまった人が再度運転免許証を取得するための手続きです。
- ☞ 過去の違反歴等により申請できない場合があります。
- ☞ 有効期限が切れた状態で運転すると無免許運転になります。

### 【有効期限が切れてからの日数に応じた措置】

#### ① やむを得ず失効（正当な事情があつて失効）

※ 有効期間内に、更新できない「やむを得ない」事情が発生し、証明書がある場合

6か月以内	学科・技能試験を免除 （適性試験に合格し、指定された講習受講を受ける事で、失効した免許の交付を受ける事ができます。証明書の提示で過去の免許経歴を継続します。）
6か月超え 3年以内	やむを得ない事情がやんだ日から起算し、1か月以内に理由を証明する書類を添付して申請した場合、学科・技能試験を免除 1か月を経過した場合 失効して1年以内であれば、仮免許を取得可能 失効して1年以上の場合は試験の免除措置なし
3年超え	試験の免除措置なし

#### ② うっかり失効（過失による失効 更新連絡葉書未着も含む）

6か月以内	学科・技能試験を免除 （適性試験に合格し、指定された講習受講を受ける事で、失効した免許の交付を受ける事ができます。）
6か月超え 1年以内	適性試験合格後に仮免許試験を免除し交付（本免試験の免除なし） （大型、中型、準中型、普通免許に限る） 仮免許制度のない免許の場合は、試験の免除なし
1年超え	試験の免除措置なし

### 【特別新規申請の手続き】

受付場所	旭川運転免許試験場 旭川市内を除く各警察署（後日交付のみ）
受付日時	① 旭川運転免許試験場 平日のみ（年末年始を除く） ・ 即日交付：午前8時45分～午後0時、午後1時～午後1時30分 講習は午前10時、午前11時、午後2時、午後3時 受付時間により受講できる時間が異なります。 ・ 後日交付：午後4時30分まで受付 （オンライン講習・高齢者講習受講済みの方）  ② 旭川市内を除く各警察署（後日交付のみ） 平日の業務時間内 全件後日交付

<p>講習の受講 について</p>	<p>○ 更新連絡書に記載されている講習区分から変わる場合があります。 ○ 高齢者講習や認知機能検査、運転技能検査に該当されている方は、事前に受講、受験が必要です。</p>
<p>必要なもの</p>	<p>★ <b>申請用写真 1枚</b> サイズは縦3.0cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景、上三分身で正面向きのもの ※試験場では、写真コーナー（有料、4枚800円）を利用できます。</p> <p>★ <b>住民票 1通</b> 本籍又は国籍等が記載されているもの （住民基本台帳法の適用を受けない方は、パスポート等）</p> <p>★ <b>失効した運転免許証</b> 紛失された方は身分証明になるもの （保険証、マイナンバーカード（有効な住民基本台帳カードを含む。）、パスポート、学生証、社員証など） 学生証、社員証、などについては学校、職場等に照会する場合がありますのであらかじめ承知願います。</p> <p>★ <b>証明書（やむを得ず失効した方）</b> やむを得ない事情により失効した方は、その証明書 例：診断書、出入国記録書、在監証明、留学証明書など 【10月1日以降申請される外国籍の方】 上記の必要なもののほか、次の書類の提出・提示が必要です。 ◎ 住民基本台帳法の適用を受ける外国人 在留期間等を記載した住民票の提出 ◎ 住民基本台帳法の適用を受けない外国人（外交官等） 外務省等発行身分証明書類の提示 公的機関等発行住所確認書類 ＋ パスポートの提示</p> <p>★ <b>その他</b> ・マイナ免許証を希望される場合は有効期限を確認しマイナンバーカードを持参してください。 ・暗証番号が必要です。 暗証番号は4桁の数字です。事前に考えておくことをお勧めします。</p>
<p>手数料の詳細は「手数料一覧表」のページ参照</p>	